

14 懲戒等に関する事項（要旨）

（趣 旨）

- 1 第一工科大学学則第 57 条及び第一工科大学学生委員会規程第 6 条 2 の規定に基づき、学生生活や社会を構成する一員として生活するうえで、マナーに欠ける行為や本学の信頼を損なう行為、あるいは、法律に抵触する行為など行った場合に、その行為に対する深刻な反省を求め、学生が立ち直るきっかけを与えるものとしている。

（懲戒処分の種類）

- 2 退学、停学、訓告の 3 種類がある。処分の決定は、学生委員会で諮られ決定される。

（1）退 学

学生としての身分をはく奪する処分である。本学の名誉を著しく損なった行為で、社会から厳しく非難されるような行為が対象

（2）停 学

登校停止を命ぜられ自宅等で謹慎するもので、無期停学を含む。学則、その他の規程に違反する重大な行為や犯罪を行った場合が対象

（3）訓 告

停学に至らない行為について、文書で戒める。本学の学生としてふさわしくない行為が対象

（除 籍）

- 3 学則第 52 条（学生便覧参照）により、除籍にすることがある。この際、学則 52 条の該当する期間により学籍簿から記録が抹消される。

15 奨学生授業料減免規程（抜粋）

（目 的）

- 第 1 条 第一工科大学に在学する学生で、学業成績、人物ともに優秀な者又は体育・学術・文化活動等において顕著な成績を修めた者等に対し授業料等を免除し、向上心を醸成することを目的とする。

（奨学生の種別と区分）

- 第 3 条 奨学生は、学業等奨学生、体育奨学生、学術・文化奨学生及びその他とする。

（※ 細部の種類・区分については、オリエンテーション等において説明）

（資格の喪失）

- 第 6 条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- （1）第一工科大学学則第 57 条第 2 項の処分を受けた場合
- （2）奨学生としての成績が維持できなかった場合
- （3）その他、奨学生としてふさわしくない行為が認められた場合